

VI 契約の変更および終了

43 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものとしていたします。

44 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

45 需給契約の廃止

(1) お客さまがこの供給条件にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行いません。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。

(2) 需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものとい

たします。

46 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金の精算

お客さま（特別高圧臨時電力のお客さまを除きます。）が、新たに当社との需給契約を開始され、または契約電力を増加された後1年に満たないで、需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) 需給開始日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合には、需給開始日から需給契約の消滅日の前日までの期間について、さかのぼって特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合、当初から特別高圧臨時電力として算定した料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

(2) 契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合（(1)の場合を除きます。）には、契約電力を増加された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について、契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合、当初から特別高圧臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、特別高圧臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量（特別高圧季節別時間帯別電力Aおよび特別高圧季節別時間帯別電力Bの場合は、各時間帯別の使用電力量といたします。）について、増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

(3) 需給開始日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合には、需給開始日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合、当

初から特別高圧臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、特別高圧臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量（特別高圧季節別時間帯別電力Aおよび特別高圧季節別時間帯別電力Bの場合は、各時間帯別の使用電力量といたします。）について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

- (4) 契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合（(3)の場合を除きます。）には、契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合、当初から特別高圧臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、特別高圧臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量（特別高圧季節別時間帯別電力Aおよび特別高圧季節別時間帯別電力Bの場合は、各時間帯別の使用電力量といたします。）について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう工事費の精算

- (1) お客さま（特別高圧臨時電力のお客さまを除きます。）が、新たに当社との需給契約を開始され、または契約電力を増加された後1年に満たないで、需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災

等やむをえない理由による場合を除きます。また、需給開始または契約電力の増加にともない当社が新たに供給設備を施設しなかった場合は、工事費を精算いたしません。

イ 需給開始にともない新たに施設した供給設備の利用開始後、1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合には、新たに施設した供給設備について、62（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

ロ 契約電力の増加にともない新たに施設した供給設備の利用開始後、1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合（イの場合を除きます。）には、新たに施設した供給設備について、62（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

ハ 需給開始にともない新たに施設した供給設備の利用開始後、1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合には、新たに施設した供給設備について、57（一般供給設備の工事費負担金）(1)イの工事費として算定される金額から減少後の契約電力を新たに設定された契約電力とみなして57（一般供給設備の工事費負担金）(1)ロの当社負担額として算定される金額を差し引いた金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、減少にともない供給電圧を変更する場合は、需給開始にともない新たに施設した供給設備について、62（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と需給開始にともない既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

ニ 契約電力の増加にともない新たに施設した供給設備の利用開始後、1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合（ハの場合を除きます。）には、次により算定した差額を申し受けます。

(イ) 減少後の契約電力が増加前の契約電力を上回る場合

新たに施設した供給設備について、57（一般供給設備の工事

費負担金) (1)イの工事費として算定される金額から減少後において増加前の契約電力を上回る契約電力分を増加された契約電力とみなして57 (一般供給設備の工事費負担金) (1)ロの当社負担額として算定される金額を差し引いた金額と既に申し受けた工事費負担金との差額といたします。

(ロ) 減少後の契約電力が増加前の契約電力を上回らない場合

新たに施設した供給設備について、57 (一般供給設備の工事費負担金) (1)イの工事費として算定される金額から既に申し受けた工事費負担金との差額といたします。

なお、減少にともない供給電圧を変更する場合は、契約電力の増加にともない新たに施設した供給設備について、62 (臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と増加にともない既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

ホ 需給開始または契約電力の増加にともない新たに施設した供給設備の利用開始後、1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合で、需給契約の消滅後も引き続き当該供給設備を利用され、工事費負担金について契約電力の減少と同じような結果とみなされる場合は、ハまたはニに準じて算定した差額を申し受けます。

(2) (1)イまたはロのお客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、その供給設備のうち1年以上利用される契約電力に見合う部分については、工事費を精算いたしません。ただし、当社との需給契約の消滅日以降に、利用されてからの期間が1年以上とならないことが明らかになった場合には、それが明らかになった日に、(1)イまたはロに準じて算定した差額を申し受けます。

48 解 約 等

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さ

まについて需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、あらかじめ解約日を予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この供給条件によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この供給条件から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ニ 特別高圧電力Bもしくは特別高圧季節別時間帯別電力Bの場合，特別高圧臨時電力もしくは特別高圧自家発補給電力Bで特別高圧電力Bに準ずる場合または特別高圧予備電力で特別高圧電力Bもしくは特別高圧季節別時間帯別電力Bに準ずる場合で，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。

(2) 35（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。

(3) (1)に該当し，お客さまが解約の前日までにいずれの小売電気事業者とも電気の需給契約を締結されない場合には，当社は，解約日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

(4) お客さまが，45（需給契約の廃止）(1)による通知をされないうで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかなる場合には，当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

(5) お客さまがその他この供給条件に反した場合には，当社は，そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

49 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によって
は消滅いたしません。